

子ども・子育て支援納付金制度について

少子化が進む中で、子育て世帯への支援を社会全体で安定的に支えるための財源を確保し、その財源を用いて子ども・子育て支援策を拡充(強化)することを目的として、令和8年度から、医療保険の保険料に上乗せして、加入している健康保険が保険料と一緒に徴収する仕組みです。

以下の順番で説明します。

(1) 国全体でどのように配分して集めていくのか [P 2]

(2) 国民健康保険制度における集め方 [P 3-4]

(3) 後期高齢者医療制度における集め方 [P 5]

(4) スケジュールについて [P 6-7]

子ども・子育て支援納付金の按分（イメージ）

※数字はR10年度の見込み

令和7年3月 子ども家庭庁作成資料抜粋

支援納付金の総額
(充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1兆円 + 公費（※）の計1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢医療制度
とそれ以外

後期高齢者
【8.3%】
※ R10見込み。
R8・9は8%（法定）

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100億円程度

（現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり）

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じ
て按分。

国保と被用者保険

2,500万人

7,400万人

国保
【23%】

被用者保険
【68%】

3,000億円程度

（現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり）

※ 都道府県間においては、18歳以上被保険者数に
応じて按分。

被用者保険間

協会けんぽ
【30%】

3,900億円程度

健保組合
【28%】

3,700億円程度

共済
組合等
【10%】

1,300億円程度

（労使折半）

事業主が0.4兆円程度を拠出

（共済組合（公務
員）の事業主負
担分は公費）

- ・ 国民健康保険における支援納付金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、支援納付金の算定に当たっては、P 14のとおり、「18歳未満のこども※を除いた18歳以上被保険者数」に応じて按分することとしている。

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども（高校生年代までのこども）

（参考）18歳未満のこどもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み（イメージ図）

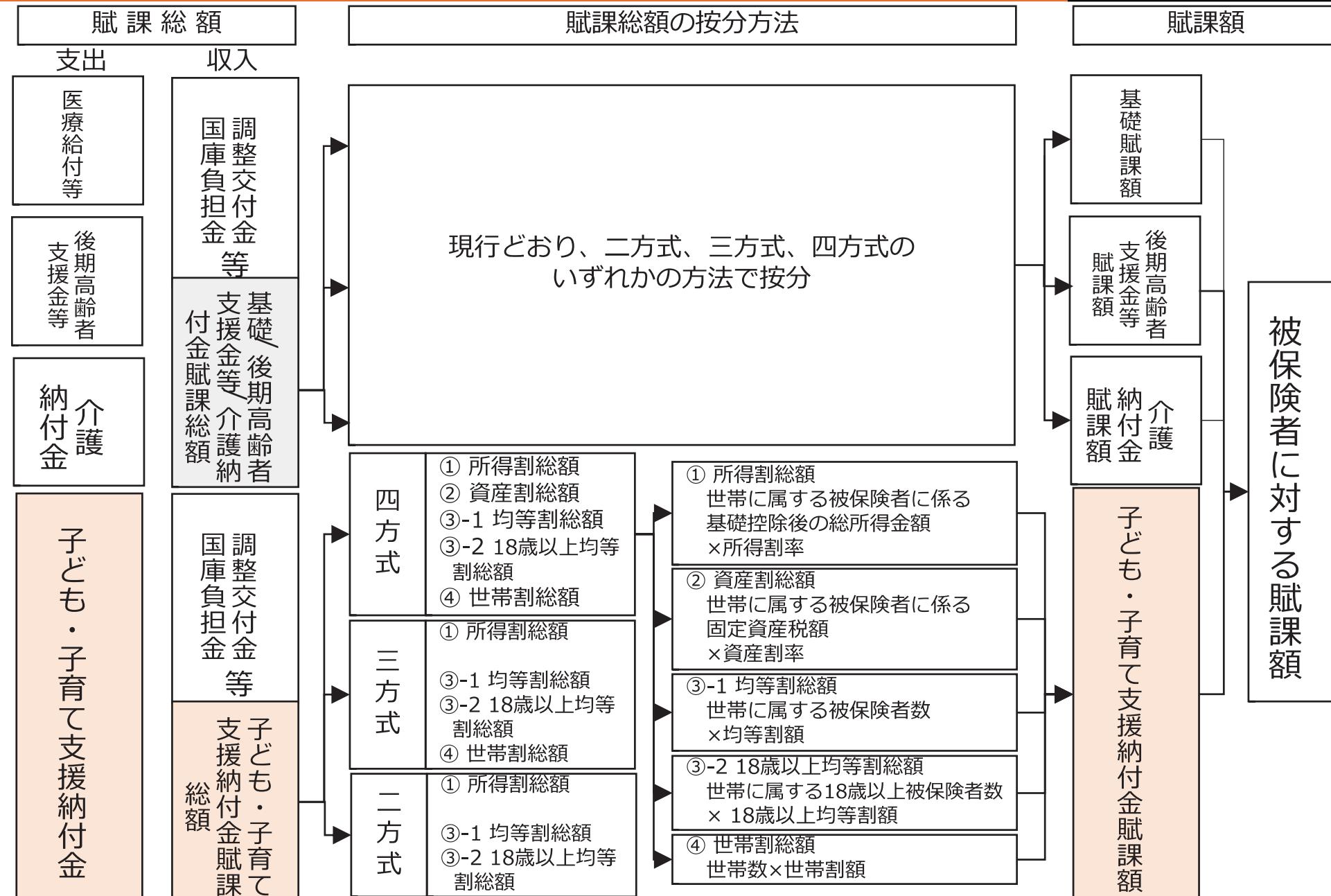
（18歳未満被保険者）

$$\boxed{\text{市町村国保の 支援金 (保険料)}} = \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{資産割額}} + \boxed{\text{平等割額}} + \boxed{\text{均等割額}} \quad \text{（均等割額は赤枠で囲まれて消し線が引かれている）}$$

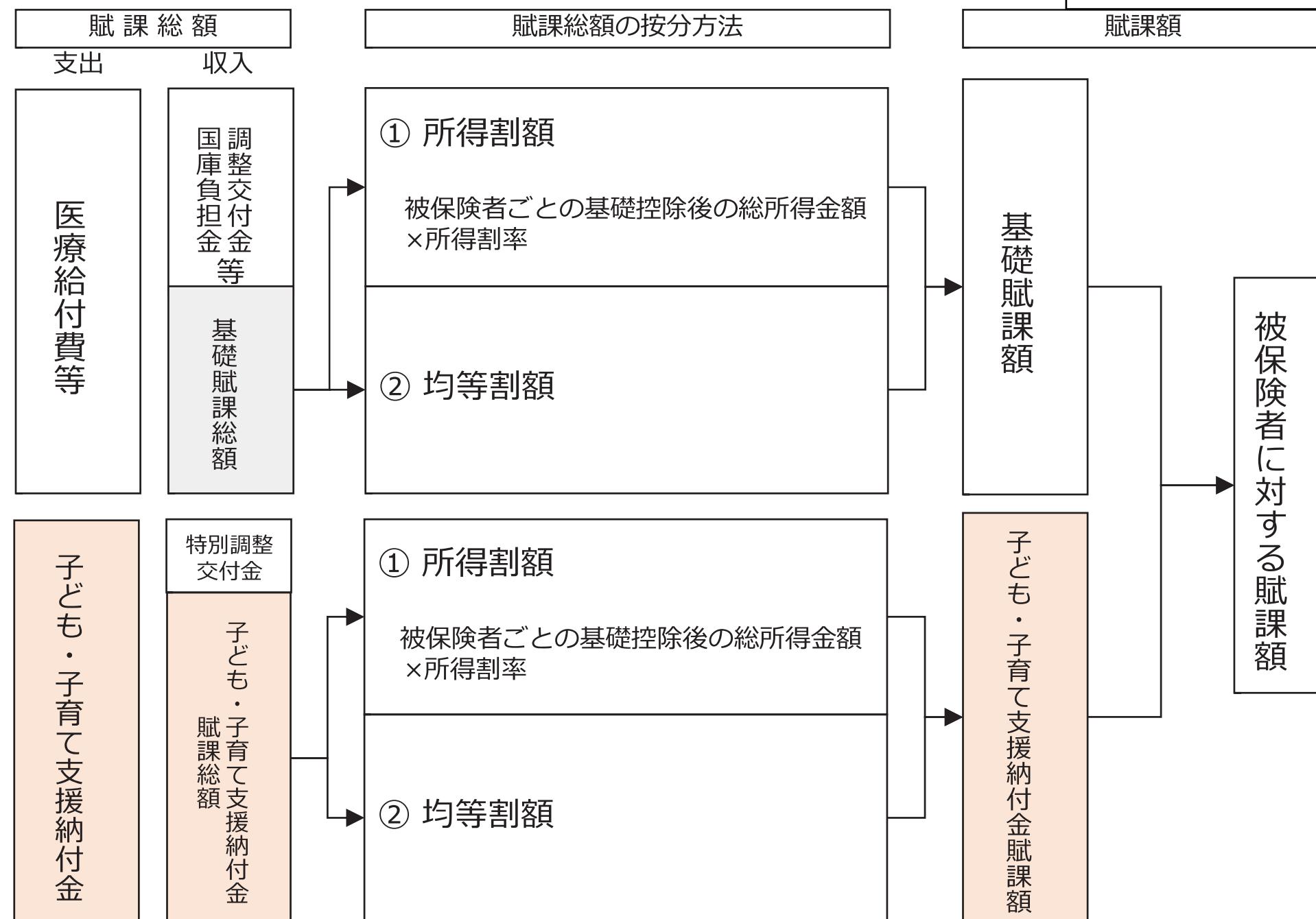
$$\boxed{\text{18歳未満均等割 軽減額の総額}} \div \boxed{\text{18歳以上 被保険者数}} = \boxed{\text{18歳以上 均等割額}}$$

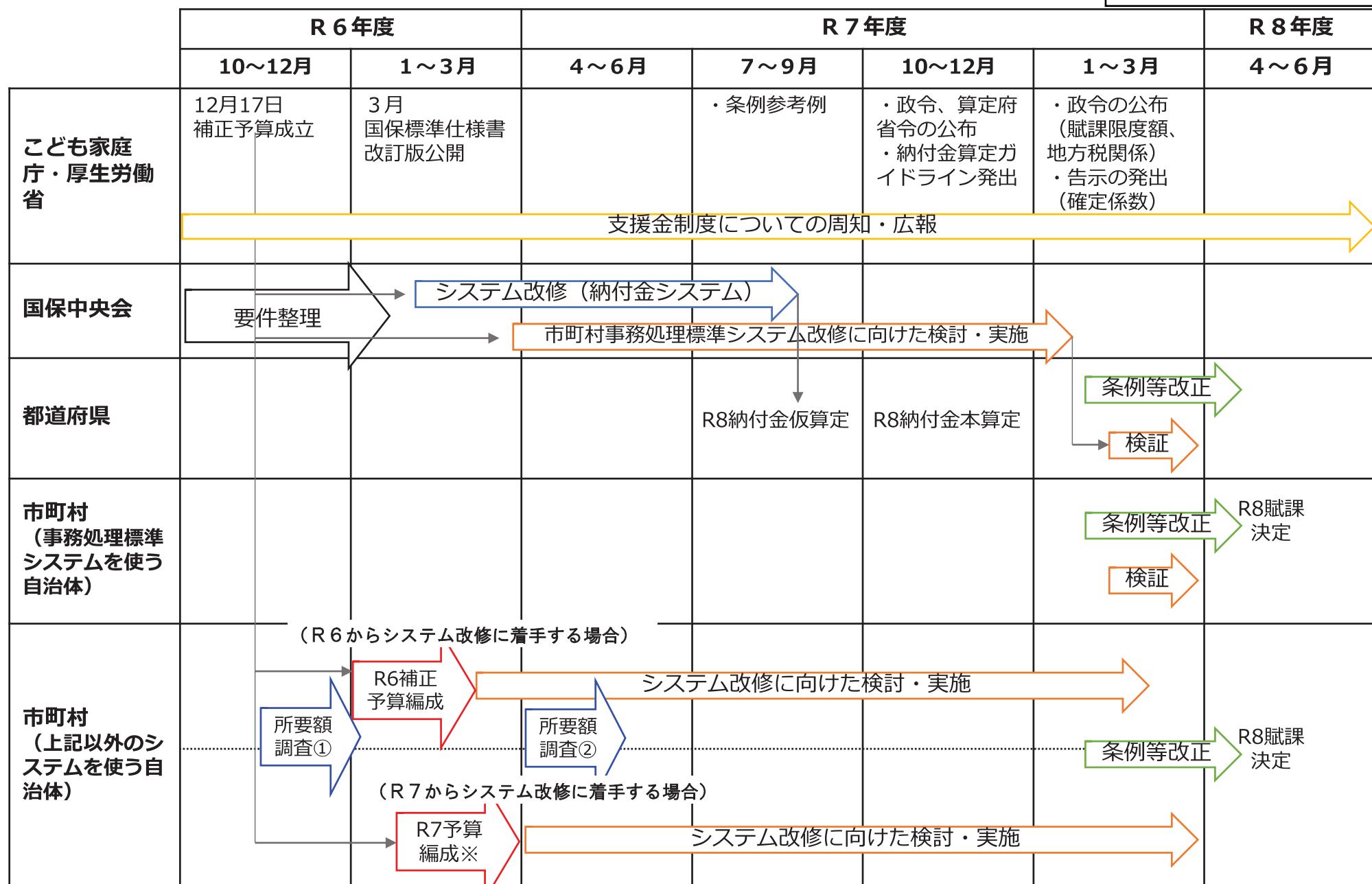
（18歳以上被保険者）

$$\boxed{\text{市町村国保の 支援金 (保険料)}} = \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{資産割額}} + \boxed{\text{平等割額}} + \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{18歳以上 均等割額}}$$



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までこどもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。

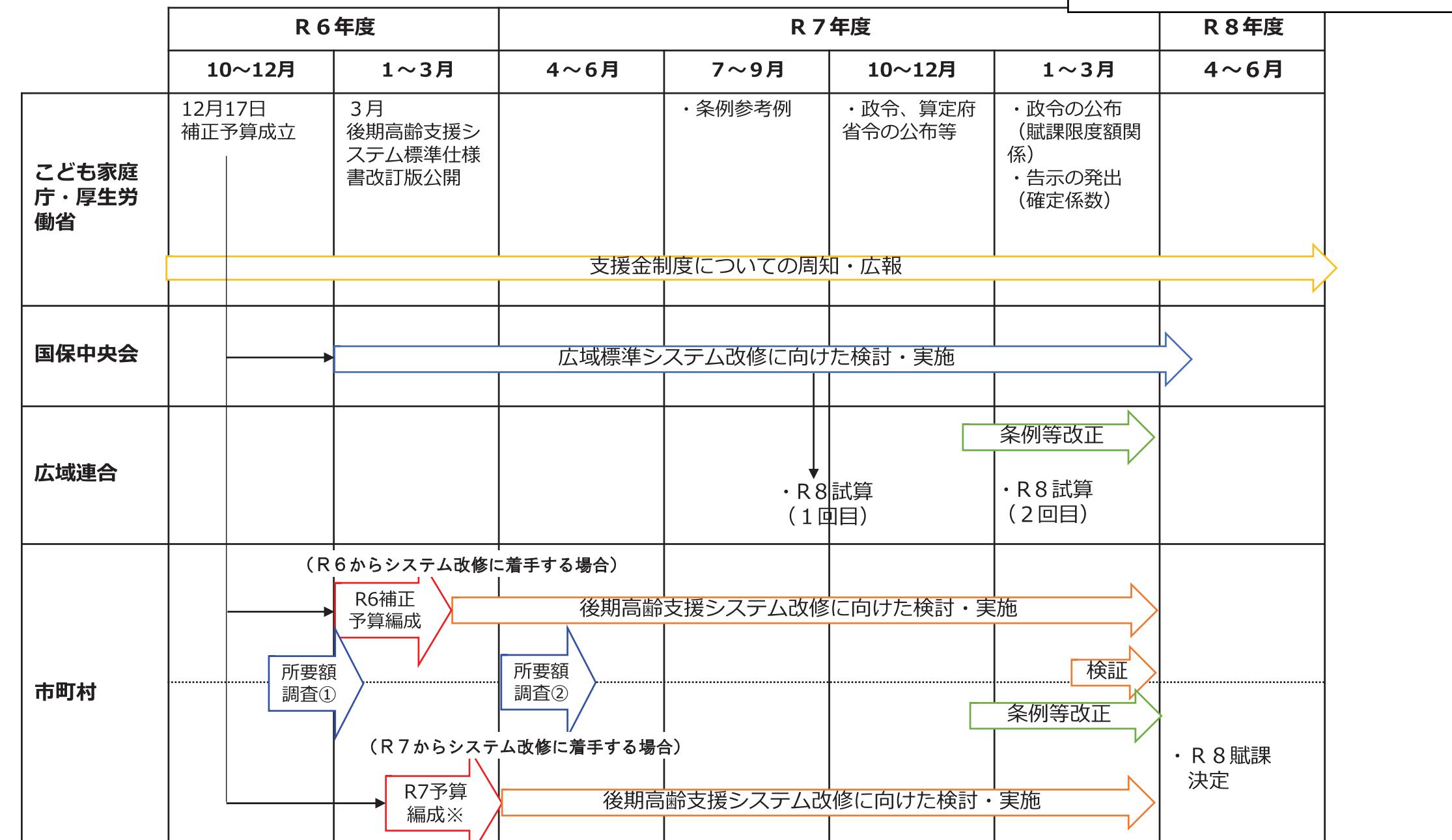




(※) 令和7年度からシステム改修を開始する自治体に対する補助は、こども家庭庁で本省繰越を行い、令和7年度に補助を行う。

支援金制度の施行に向けたスケジュール案（後期高齢者医療関係）

令和7年3月 子ども家庭庁作成資料抜粋



(※) 令和7年度からシステム改修を開始する自治体に対する補助は、こども家庭庁で本省繰越を行い、令和7年度に補助を行う。